

安全保障関連3文書の閣議決定の撤回  
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣     あ   て  
外 務 大 臣  
防 衛 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、昨年12月、我が国を取り巻く安全保障環境は急速に厳しさを増しているとし、防衛力の抜本的な強化を図るため、国家安全保障に関する最上位の政策文書である「国家安全保障戦略」、防衛の目標と手段を示した「国家防衛戦略」、防衛力の水準を示した「防衛力整備計画」の安全保障関連3文書を閣議決定した。

閣議決定とは、内閣総理大臣や国务大臣で組織された内閣の会議で内閣の権限事項を意思決定するものであるが、国会の議決を要しない閣議決定で重要な政策を決めることにより、迅速な対応ができる一方、国会が国民代表としての役割を果たしにくくなるとも言われている。

安全保障関連3文書の閣議決定は、国家や国民の暮らしに重大な影響を与える国家の安全保障に関して、歴代の政権が戦後一貫して保有しないとしてきた敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有を含めた安全保障政策の大転換であるにもかかわらず、国会で審議を尽くしておらず、国民の理解・納得が得られたとは言いがたい。

よって、本県議会は、国会及び政府において、安全保障関連3文書の閣議決定を撤回するよう強く要請する。